

平成25年度 法条例を学ぶ講習会(大気編)

法令、条例を基礎から学んでいただくために講習会を開催しました。

基礎を中心としたプログラム内容で、新人教育・基本的事項のおさらいなど社内の従業員環境教育プログラムとして、多くの皆さまにご参加いただきました。

わかりやすい表現方法や更なる内容の充実など貴重なご意見がございましたので、今後の講習会に活かして参ります。

【プログラム】

- ◆開催日時 平成 25 年 8 月 5 日(月) 14:30～16:30
- ◆開催場所 コラボしが21 3階中会議室
- ◆受講者 約 30 名
- ◆主催/後援 公益社団法人滋賀県環境保全協会 / 滋賀県
- ◆内容 「大気関係法令の概要～事業者がしなければならないこと～」
 1. 事業者がすべきこと
 - (1)ばい煙について
 - (2)揮発性有機化合物(VOC)について
 - (3)粉じんについて
 - (4)有害大気汚染物質について
 - (5)ダイオキシン類(DXNs)について
 - (6)滋賀県の届出・相談窓口等

講師:滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 浦山 重雄 氏

◆講義風景◆



◆講義風景◆

